

## 富山地方裁判所委員会（第20回）議事概要

### 1 開催日時

平成25年5月30日（木）午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

### 3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

阿多麻子，大石貴之，織田浩之，笠島眞，館清文，西尾憲子，水谷正俊

【ゲストスピーカー】

貴堂泰輔富山地方裁判所専門委員

【説明者】

高嶋卓裁判官，青木民事首席書記官

【事務担当者】

田中事務局長，谷口総務課長，茂住庶務係長

### 4 進行次第

(1) 委員長挨拶

(2) 新委員の紹介

(3) ゲストスピーカーの紹介

(4) 議事「専門的知見を必要とする訴訟の現状と課題」

ア 説明

(ア) 専門訴訟の現状と課題について（高嶋裁判官）

(イ) 専門訴訟手続の関与における実務上の工夫や課題となる点等について（貴堂富山地方裁判所専門委員）

イ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

未定

6 次回期日

未定

(別紙)

## 意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 富山地裁では、訴訟手続において専門委員が関与する場面が少ないという印象だが、専門委員の活用を図るためには、訴訟手続の様々な局面において専門委員を積極的に関与させていく工夫が必要ではないか。
- 専門委員が関与することができる手続としては、①争点及び証拠の整理等の手続（民訴法92条の2第1項）、②証拠調べ手続（同条2項）、③和解手続（同条3項）があり、主に争点整理手続を中心に利用している。専門的知見を必要とする事案においては、争点整理の早い段階で専門家の協力を得ることが相当な場合が多い。富山地裁においては、専門委員を活用した争点整理を積極的に進めていく方針であり、今後は、専門委員の関与率は高くなると思われる。
- 近年、社会構造の複雑化とともに各技術の高度化・専門化が進んでおり、建築、医事分野に限らず、様々な分野の専門的知識が要求される紛争が生じることも少なくない。そのような高度な専門的知識を必要とする訴訟に十分対応できる態勢を整えておくために、専門委員の給源を幅広く確保すべきではないか。
- 大規模庁においては、税務、労働、知的財産権、IT、金融、機械などの各専門分野の専門委員が選任されているが、富山地裁には、建築、医事以外の専門委員は所属していないのが実情である。

富山県のような地方都市では、大学をはじめとする専門家団体の数も限られており、専門委員に限らず専門家調停委員の給源確保が難しく、その選任に苦労しているところである。
- 専門委員制度を有効に運用していくためには、専門委員の活用方法を広げていくべきではないか。
- 富山県は狭い地域ということもあり、医事関係訴訟では、被告の医療機関と専門委員が何らかの利害関係を有するということもある。その場合、原告の患

者からすると、専門委員である医師が被告の医療機関に有利な意見を述べるのではないかと、中立・公平性に疑いを持ち、専門委員の関与に反対するケースがある。このように県内の専門委員が訴訟当事者と利害関係があって利用しにくい場合や、必要とする専門分野に関する専門委員が自庁に所属していないなど、自庁で適切な専門委員を確保することが困難な場合に、他の裁判所に所属する専門委員の中から当該事件に適切な専門委員を指定することがあり、職務代行によって専門委員の有効な活用が図られている。また、大規模庁においても当該分野を専門とする専門委員がいない場合は、医師である専門委員に相談して周辺分野における適任の専門家を紹介してもらい、スポット的に選任することもある。広い地域で、細分化された専門分野により合致した専門委員を選任することができるので、今後は、医事関係訴訟においても専門委員を活用する場面が増えてくると思われる。

- 建築関係訴訟においては、専門委員に専門用語等の説明をしてもらったり、現地見分の際に、訴訟当事者や裁判官に現場の状況を説明してもらうなどして活用している。これにより当事者の主張内容が明確になり、争点整理がしやすくなるので、事案の理解を深める上でも専門委員の活用は有効である。また、和解を見据えて意見を求めることもある。
- 専門委員と鑑定を有効なものにするため、それぞれ使い分けをしていくべきではないか。
- 事件類型、事案の争訟性、必要となる専門的知見の内容、専門分野等を踏まえて、両制度を使い分けるように工夫している。

専門委員は、事実関係を明瞭にし、訴訟手続の円滑な進行を図るために訴訟手続に関与するものであり、専門委員による説明内容は、証拠資料とすることはできないが、専門委員に議論に加わっていただくと、事案の全体像が把握でき、真の争点が絞られてくることもある。

一方、鑑定は、争点整理の結果、なお残った核心的な争点について、専門的

知見に基づく意見を求めるために選択することになるが、鑑定事項を決定する上でも専門分野に関する知見が必要となるので、争点整理の早い段階で専門委員の関与を得ることが有効である。

- 他の裁判所と運用状況について意見交換会を行うなどして、専門委員のさらなる活用や制度の運用改善を図るべきではないか。
- 医事関係については年に1回、名古屋高裁において、名古屋高裁管内の担当裁判官、書記官、医師及び弁護士の間で意見交換会が行われている。また、建築関係についても、名古屋高裁管内の担当裁判官、書記官及び建築専門家の間で協議会が行われている。これらの意見交換会等を通じて、専門家との相互理解を深めるとともに、専門訴訟の運営の改善に取り組んでいるところである。